

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託契約書

収 入
印 紙

排出事業者（保管事業者）：柏原市（以下「甲」という。）と、処分業者：_____（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、及びその他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、認定証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、認定事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の認定証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

認定の種類	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物無害化処理に係る環境大臣認定	
認定番号		
無害化処理の用に供する施設の種類の種類		
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類	廃 ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 等	

	ポリ塩化ビフェニル汚染物	
	ポリ塩化ビフェニル処理物	

2. (委託する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量及び処分単価)

甲が、乙に処分を委託する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量及び処分単価は、別紙のとおりとする。

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 :

所在地 :

処分の方法 :

施設の処理能力 :

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理後回収するもののうち再生するもの以外の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5. (搬入業者)

第2条第2項の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、別紙に定める収集・運搬業者が行う。

6. (搬入日時)

甲は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を甲乙協議の上決めた日時に搬入を行うものとする。

7. (搬入日時の変更)

甲及び乙は、搬入日時の変更する必要がある場合にはその旨を速やかに通知し、再度協議の上、新たな搬入日時を決めるものとする。

8. (計量)

甲の委託する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の引き渡し量の確認は、乙の所有する計量器もしくは甲乙協議の上、合意した方法にて数量の確認を行うものとする。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供する為、以下の情報を具体化した書面の作成を行うものとする。

ア 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状及び荷姿

イ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

エ 乙の求める適正処理に必要な情報

オ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

3. 甲は、委託する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の18の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条の4第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
2. 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第9条（料金・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し一定の期日を定めて処分業務の料金を支払う。
2. 甲の委託する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業務に関する料金は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業務に対する料金についての消費税

は、甲が負担する。

4. 料金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。ただし、法令若しくは公権力の命令によって開示する場合はこの限りではない。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者を言う。以下同じ。）に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一つでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - （3）自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - （5）その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一つにでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）その他前各号に準ずる行為

第13条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したとき、もしくは乙の求める受入条件を満たせない場合は、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合に

は、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。

3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を、甲の費用をもって当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第15条（契約期間）

本契約は、有効期間を令和8年 月 日から令和8年3月31日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大阪府柏原市安堂町1番55号
柏原市
柏原市長 富宅 正浩

印

乙

印

別 紙（第2条関係） 委託業務の内容等

1 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量及び処分単価

【 事業場名： 柏原市斎場 】
【 排出元住所： 大阪府柏原市大字雁多尾畑 6339 番地 】

No	種類	数量	単位	金額
1	低濃度 PCB 廃棄物処理費	1	式	円
合 計（税抜き）				円

2 収集・運搬業者の名称及び住所

（1）対象：上記低濃度 PCB 廃棄物

名称：

住所：

以 上